

奈良県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年八月十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第九号

奈良県条例の一部を改正する条例

奈良県条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同条に次の二項を加える。

- 3 警戒区域設定指示（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行つた同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うこと）の指示をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。）内に所在した家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者その他の施行令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

- 4 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における所有者その他の施行令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした

場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

附則第十七条を附則第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（警戒区域設定指示区域内自動車以外の自動車に係る自動車税の納税義務の免除等）

第十九条 附則第十七条第一項に規定する施行令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなつた場合においては、同項に規定する他の自動車（第五十五条に規定する自動車に限る。）に対する平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 自動車税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項の施行令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

3 前項の還付の申請をする者は、施行規則第二十三条の二第一項第一号イからチまでに掲げる事項並びに自動車税の納付年月日及び税額を記載した申請書に同項第二号及び第三号の書類を添付して知事に提出しなければならない。

4 対象区域内自動車（第五十五条に規定する自動車に限る。）が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車は、同条の規定の適用については、当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日以後同条に規定する自動車でなかつたものとみなす。

附則第十六条の次に次の一条を加える。

（警戒区域設定指示区域内自動車以外の自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等）

第十七条 警戒区域設定指示区域内の第三十九条第一項の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日における所有者（第四十条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の施行令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が次の各号に掲げる自動車で施行令で定めるもの（以下「対象

区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

一 警戒区域設定指示が行われた日から継続して当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内にあつた第三十九条第一項の自動車で、当該警戒区域設定指示区域内にある間に用途を廃止したもの

二 警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除された日までの間継続して当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内にあつた第三十九条第一項の自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項に規定する自動車 当該警戒区域設定指示が解除された日から二月以内の用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号において「引取業者」という。）に引き渡したもの

イ アに掲げる自動車以外の自動車 当該警戒区域設定指示が解除された日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

三 警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域の外に移動させた日までの間継続して当該警戒区域設定指示区域内にあつた第三十九条第一項の自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの

イ アに掲げる自動車以外の自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

2 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項の施行令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

3 前項の還付の申請をする者は、施行規則第二十三条第二項第一号イからチまでに掲げる事項並びに自動車取得税の納付年月日及び税額を記載した申請書に同項第二号及び第三号の書類を添付して知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

(平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置)

第二条 平成二十三年四月二十一日における改正後の奈良県税条例(以下「新条例」という。)附則第十六条第三項に規定する警戒区域設定指示区域(以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。)であって同年三月十二日において同月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長又は都道府県知事に対して行った住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象区域であつた区域は、新条例附則第十六条第三項及び第四項、第十七条第一項及び第二項並びに第十九条第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、同日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、新条例附則第十六条第三項中「警戒区域設定指示(平成二十三年三月十一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日において警戒区域設定指示区域(同日」と、「行うことの指示をいう。以下同じ。)」が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域(警戒区域設定指示」とあるのは「行うことの指示(以下「警戒区域設定指示」という。)」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、同条第四項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、新条例附則第十七条第一項中「当該警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、同項第一号中「警戒区域設定指示が行われた日」から当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、同項第二号中「警戒区域設定指示が行われた日から当該」とあり、及び同項第三号中「警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成二十三年三月十一日から」と、新条例附則第十九条第一項中「附則第十七条第一項」とあるのは「奈良県税条例の一部を改正する条例(平成二

十三年八月奈良県条例第九号）附則第二条の規定により読み替えて適用される附則第十七条第一項」と、同条第四項中「当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」とする。

（奈良県条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 奈良県条例の一部を改正する条例（平成二十三年四月奈良県条例第二号）の

一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（経過措置）

2 改正後の奈良県条例附則第十六条第一項及び第二項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された同条第一項に規定する代替家屋及び同条第二項に規定する代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。